

岡山県訓令
岡山県企業訓令
◎岡山県教育委員会訓令 第一号
岡山県警察訓令

岡山県企業訓令
警察訓令
教育訓令
出先機関
中業機一般
部庁局関般
岡山県訓令
岡山県企業訓令
岡山県教育委員会訓令
岡山県警察訓令
昭和五十七年
岡山県企業訓令 第二号
岡山県教育委員会訓令
岡山県警察訓令
の一部を次の

ように改正する。
令和四年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆太
岡山県公営企業管理者 片山 誠一
岡山県警察本部長 檜垣 重臣
別表第二中「り傷病者」を「傷病者」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和四年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 上尾 洋平

住所 岡山県岡山市北区昭和町六番一七号 STUDIO昭和町三〇四

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

◎岡山県告示第二百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人社団 菅病院 介護医療院

2 所在地

岡山県井原市井原町一二四番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団菅病院

2 所在地

岡山県井原市井原町一二四番地

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三B〇七〇〇〇一〇

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

◎岡山県告示第二百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり
介護医療院の開設を許可した。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

医療法人社団 菅病院 介護医療院

2 所在地

岡山県井原市井原町一二四番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団 菅病院

2 所在地

岡山県井原市井原町一二四番地

三 許可年月日

令和四年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三B〇七〇〇〇一〇

五 サービスの種類

介護医療院

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

◎岡山県告示第二百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ジーニー
 - 2 所在地 真庭市目木一四二四―七
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 合同会社池田商店
 - 2 主たる事務所の所在地 真庭市蒜山下福田九四四
- 三 指定年月日 令和四年四月一日
- 四 事業所番号 三三一四〇〇三二三
- 五 サービスの種類 就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第二百九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

医療法人社団 菅病院

2 所在地

岡山県井原市井原町一二四番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団菅病院

2 所在地

岡山県井原市井原町一二四番地

三 辞退年月日

令和四年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一〇七一〇〇三七

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第二百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

コスモス薬局玉島爪崎店

所在地

倉敷市玉島爪崎九三五―一

指定年月日

令和四年四月一日

◎岡山県告示第二百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

よりどころ薬局

勝田郡勝央町岡五一九

令和四年四月一日

ブプレひまわり薬局田ノ上店

倉敷市田ノ上一二四―三

令和四年四月一日

城山薬局

玉野市深井町一一―一三

令和四年四月一日

◎岡山県告示第二百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

城山薬局

玉野市深井町一一一三

令和四年三月三十一日

◎岡山県告示第二百十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

宮地中地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県笠岡市笠宮地南平九三八番二
一ノ号及び十四号

宮地八二番

二一
号

八四二番

三
号

八八三番二

四号

八
九
一
番

五号

八四三番

六号

八匹四番
人三人番

七号

八三番
八六番

一九九

八六六番
八六七番

十二号

八	八
六	六
六	六
番	番
一	一

十一号
十二号及び十三号

〔一五〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。
令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称	
鏡野町小田土地改良区	
二 就職清算人	
就職清算人氏名	住 所
松本 吉則	苫田郡鏡野町馬場一四〇
正影 博一	〃 小座六五四
池田 洋次	〃 〃 一三四二―二
本山 紘司	〃 〃 一四三八―一
居森 啓吉	上森原三二
居森 照美	下森原一四四
高田 新一	上森原四八〇
田渕 卓也	塚谷九七五

〔二五一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があった。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

妹土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名

住 所

岡本 能澄	倉敷市真備町妹二四七九
片岡 誠次	〃 〃 〃 三〇〇三
井本 英正	〃 〃 〃 四三四一―二
日名 秀明	〃 〃 〃 八〇五
岡本 良男	〃 〃 〃 一五八七―一
近藤 義弘	尾崎二四一九
剣持 誠	妹五二六
山下 實	〃 一七七五―六
山下 洋一	〃 一九七八―八
阿部 耕一	〃 二六一三
井本 詠子	〃 二六八三―二
竹下 恒夫	〃 三一八一―二
渡辺 達也	〃 三四七七
武本 幹浩	〃 四〇〇四
水川 仁	〃 四〇三二―一

〔一五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 長谷池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 長谷池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和四年四月八日から同月二十九日まで
- 四 縦覧の場所
和気町役場
備前市役所

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

〔一五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区 日置谷工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区 日置谷工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和四年四月八日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

矢掛町役場

〔一五四〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があつた。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）
加賀郡吉備中央町富永字丸臼一〇〇八番二	田	一、〇七五
加賀郡吉備中央町富永字丸臼一〇〇九番	田	七〇一
加賀郡吉備中央町富永字逗留田上池ノ内一〇一一番	田	一、七〇四
加賀郡吉備中央町富永字丸臼一〇一四番	田	一、〇二一
加賀郡吉備中央町富永字家ノ前一〇一六番一	田	一、〇五七
加賀郡吉備中央町富永字家ノ前一〇一六番三	畑	二六三

- 二 申請に係る農地の利用の現況
農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となっている。
- 三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和四年六月一日	権利の始期から令和十四年五月三十一日まで	五八、二一〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

- 五 意見書の提出
申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
令和四年四月二十二日（金）
- 2 提出先
岡山県農林水産部農村振興課
- 3 記載事項

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

〔一五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。
令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県全域	測 量 区 域
基本測量（航空重力測量）	測 量 の 種 類
令和四年三月二十五日	終 了 年 月 日

〔一五六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

湯原ダム周辺地区	測 量 区 域
公共測量（空中写真測量、数値地形図作成）	測 量 の 種 類
令和四年三月十七日	終 了 年 月 日

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

〔一五七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市、矢掛町、浅口市	測量区域
公共測量（数値地形図修正）	測量の種類
令和四年三月二十九日	終了年月日

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

〔一五八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局苫田ダム管理所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和四年四月八日
岡山県知事 伊原 木 隆 太

苫田郡鏡野町地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和四年三月二十九日	終 了 年 月 日

〔一五九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山地方方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市福田町古新田地区	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年二月二十二日	終了年月日

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

〔一六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三一六一三、三一七一三、三一七一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

井原市木之子町三二二一一木之子宿舎C棟一〇一号室

井上 嵩大

三 許可年月日及び許可番号

令和四年一月十七日岡山県指令建指第三七九号

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

〔一六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三二〇―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八四一―三五シェトアB二〇一

松田 聡

松田 裕美

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月十日岡山県指令建指第四〇四号

令和4年4月8日 岡山県公報 第12385号

◎岡山県企業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、
浄水ケ－キの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和四年四月八日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

一 委託した事務の内容

浄水ケ－キの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の住所及び名称

倉敷市真備町市場二八七二―七

泉興産株式会社

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二―三

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇

岡山県企業局西之浦浄水場内
岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

◎岡山県企業局公告第二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和四年四月八日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

- 一 特定役務の名称
水島中央監視制御設備保守点検委託
- 二 契約期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県企業局総務企画課
岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年三月二十二日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
四〇、七〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、七〇〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため